

各〔都道府県知事
市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）

今般、「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第29号）及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第56号）が公布され、いずれも平成27年4月1日から施行されることとなった。また、これらの改正のほか、水質基準を補完する項目として定めている水質管理目標設定項目の一部を改正することとし、平成27年4月1日から施行されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下水道事業者、関係機関及び関係団体等に対する周知指導につき特段の御配意をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する技術的助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

第1 改正の概要

平成 26 年 10 月 7 日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正するとともに、以下の告示について、所要の改正を行ったものであること。

- ・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）
- ・給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成 9 年厚生省告示第 111 号）
- ・資機材等の材質に関する試験（平成 12 年厚生省告示第 45 号）

また、本職通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）別添 1 に定めた水質管理目標設定項目についても、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の目標値を見直すとともに、別添 2 に定めた農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト中の目標値の見直し及び検査方法の追加を行ったものであること。

第2 「水質基準に関する省令」の一部改正について

「水質基準に関する省令」の表について、ジクロロ酢酸の基準を「0.04mg/ℓ以下であること。」から「0.03mg/ℓ以下であること。」に改め、トリクロロ酢酸の基準を「0.2mg/ℓ以下であること。」から「0.03mg/ℓ以下であること。」に改めるものであること。

第3 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」の一部改正について

下記の各事項について改正を行ったものであること。

1. 検査方法の追加

フェノール類に係る分析方法に固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法（別表第29の2）を追加する。

2. 標準原液に係る規定の追加

試薬における標準原液は、計量法（平成4年法律第51号）第136条若しくは第144条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付され、かつ、各号の別表に定める標準原液と同濃度のものをを用いることができること（第1号2）とする。

第4 「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正について

「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」告示第2の「3 分析方法」について、フェノール類に係る分析方法として固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法を追加する改正を行ったものであること。

第5 「資機材等の材質に関する試験」の一部改正について

「資機材等の材質に関する試験」告示「3 分析方法」について、フェノール類に係る分析方法として固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法を追加する改正を行ったものであること。

第6 水質管理目標設定項目の一部改正について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号）別添1及び別添2を、別紙新旧対照表のとおり改正したこと。

第7 留意事項

第2から第6までの改正事項については、いずれも平成27年4月1日から施行されること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）

(下線の部分は改正部分)

改正後（新）

(前略)

別添 1 水質管理目標設定項目

	項 目	目 標 値	検 査 方 法
1～8	(中略)	(中略)	(中略)
9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	溶媒抽出－GC－MS 法
10～30	(中略)	(中略)	(中略)

別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	1， 3－ジクロロプロペン（D－D） 注 1)	殺虫剤	0.05	PT－GC－MS 法、HS－GC－MS 法
2～3	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
4	EPN 注 2)	殺虫剤	0.004	固相抽出－GC－MS 法
5～11	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
12	イソキサチオン 注 2)	殺虫剤	0.008	固相抽出－GC－MS 法

改正前（旧）

(前略)

別添 1 水質管理目標設定項目

	項 目	目 標 値	検 査 方 法
1～8	(中略)	(中略)	(中略)
9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.1mg/L以下	溶媒抽出－GC－MS 法
10～30	(中略)	(中略)	(中略)

別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	1， 3－ジクロロプロペン（D－D）	殺虫剤	0.002	PT－GC－MS 法、HS－GC－MS 法
2～3	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
4	EPN 注 1)	殺虫剤	0.004	固相抽出－GC－MS 法
5～11	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
12	イソキサチオン 注 1)	殺虫剤	0.008	固相抽出－GC－MS 法

13	イソフェンホス <u>注2)</u>	殺菌剤	0.001	固相抽出—GC—MS法	13	イソフェンホス <u>注1)</u>	殺菌剤	0.001	固相抽出—GC—MS法
14～16	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	14～16	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
17	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	固相抽出—HPLC—ポスト カラム法、溶媒抽出—H PLC—ポストカラム法、 <u>固 相抽出—LC—MS法</u>	17	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	固相抽出—HPLC—ポスト カラム法、溶媒抽出—H PLC—ポストカラム法
18～22	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	18～22	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
23	エンドスルファン (ベンゾエピン) <u>注3)</u>	殺虫剤	0.01	固相抽出—GC—MS法	23	エンドスルファン (ベンゾエピン) <u>注2)</u>	殺虫剤	0.01	固相抽出—GC—MS法
24	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	24	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
25	オキシシン銅 (有機 銅)	殺虫剤 殺菌剤	<u>0.03</u>	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法	25	オキシシン銅 (有機 銅)	殺虫剤 殺菌剤	<u>0.04</u>	固相抽出—LC—MS法、 LC—MS法
26～28	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	26～28	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
29	カルタップ <u>注4)</u>	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3	<u>LC—MS法</u>	29	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3	
30～35	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	30～35	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
36	グリホサート <u>注 5)</u>	除草剤	2	誘導体化—HPLC法、H PLC—ポストカラム法、 <u>誘 導体化—固相抽出—LC —MS法</u>	36	グリホサート <u>注 3)</u>	除草剤	2	誘導体化—HPLC法、H PLC—ポストカラム法
37	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	0.02	<u>誘導体化—固相抽出—LC —MS法</u>	37	グルホシネート	除草剤 植物成長調 整剤	0.02	
38	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	38	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
39	クロルニトロフェ ン(CNP) <u>注6)</u>	除草剤	0.0001	固相抽出—GC—MS法	39	クロルニトロフェ ン(CNP) <u>注4)</u>	除草剤	0.0001	固相抽出—GC—MS法
40	クロルピリホス <u>注2)</u>	殺虫剤	0.003	固相抽出—GC—MS法	40	クロルピリホス <u>注1)</u>	殺虫剤	0.003	固相抽出—GC—MS法
41～46	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	41～46	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
47	ジクワット	除草剤	0.005	固相抽出—HPLC法、 <u>固</u>	47	ジクワット	除草剤	0.005	固相抽出—HPLC法

				相抽出—L C—MS 法
48～49	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
50	ジチオカルパメー ト系農薬 <u>注7)</u>	殺虫剤 殺菌剤	0.005 (二硫 化炭素とし て)	<u>H S—G C—MS 法</u>
51～57	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
58	ダイアジノン <u>注 2)</u>	殺虫剤 殺菌剤	0.005	固相抽出—G C—MS 法
59	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
60	ダゾメット <u>注8)</u>	殺菌剤	0.006	<u>P T—G C—MS 法</u>
61～71	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
72	パラコート	除草剤	0.005	<u>固相抽出—L C—MS 法</u>
73	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
74	ピラクロニル	除草剤	0.01	<u>L C—MS 法</u>
75～80	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
81	フェニトロチオン (M E P) <u>注2)</u>	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.003	固相抽出—G C—MS 法
82	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
83	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	<u>L C—MS 法</u>
84	フェンチオン (M P P) <u>注9)</u>	殺虫剤	0.006	固相抽出—G C—MS 法、 固相抽出—L C—MS 法
85～88	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
89	ブタミホス <u>注2)</u>	除草剤	0.02	固相抽出—G C—MS 法
90～93	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
94	プロチオホス	殺虫剤	0.004	<u>固相抽出—G C—MS 法</u>
95～98	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
99	ベノミル <u>注10)</u>	殺菌剤	0.02	固相抽出—L C—MS 法
100 ～	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

48～49	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
50	ジチオカルパメー ト系農薬 <u>注5)</u>	殺虫剤 殺菌剤	0.005 (二 硫化炭素 として)	
51～57	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
58	ダイアジノン <u>注 1)</u>	殺虫剤 殺菌剤	0.005	固相抽出—G C—MS 法
59	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
60	ダゾメット	殺菌剤	0.006	
61～71	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
72	パラコート	除草剤	0.005	
73	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
74	ピラクロニル	除草剤	0.01	
75～80	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
81	フェニトロチオン (M E P) <u>注1)</u>	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調 整剤	0.003	固相抽出—G C—MS 法
82	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
83	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	
84	フェンチオン (M P P) <u>注6)</u>	殺虫剤	0.006	固相抽出—G C—MS 法、 固相抽出—L C—MS 法
85～88	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
89	ブタミホス <u>注1)</u>	除草剤	0.02	固相抽出—G C—MS 法
90～93	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
94	プロチオホス	殺虫剤	0.004	
95～98	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
99	ベノミル	殺菌剤	0.02	固相抽出—L C—MS 法
100 ～	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

108				
109	マラチオン（マラソン） <u>注2）</u>	殺虫剤	0.05	固相抽出—GC—MS法
110～111	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
112	メタム（カーバム） <u>注8）</u>	殺虫剤	0.01	<u>PT—GC—MS法</u>
113～120	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）

注1）1，3—ジクロロプロペン（D—D）の濃度は、異性体であるシス—1，3—ジクロロプロペン及びトランス—1，3—ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2）有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、ブタミホス及びマラチオン（マラソン）の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3）エンドスルファン（ベンゾエピン）の濃度は、異性体であるα—エンドスルファン及びβ—エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）も測定し、α—エンドスルファン及びβ—エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4）カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注5）グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（AMPA）も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸（AMPA）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注6）クロルニトロフェン（CNP）の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7）ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注8）ダゾメット及びメタム（カーバム）の濃度は、メチルイソチオシアネート（MITC）として測定し、原体に換算して算出すること。

注9）フェンチオン（MPP）の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン（MPP）の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度

108				
109	マラチオン（マラソン） <u>注1）</u>	殺虫剤	0.05	固相抽出—GC—MS法
110～111	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
112	メタム（カーバム）	殺虫剤	0.01	
113～120	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）

注1）EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、ブタミホス及びマラチオン（マラソン）の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度と合計して算出すること。

注2）エンドスルファン（ベンゾエピン）の濃度は、代謝物であるエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度と合計して算出すること。

注3）グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（AMPA）と合計して算出すること。

注4）クロルニトロフェン（CNP）の濃度は、CNP—アミノ体の濃度と合計して算出すること。

注5）ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注6）フェンチオン（MPP）の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度と合計して算出すること。

<u>を原体に換算した濃度を合計して算出すること。</u> <u>注 10) ペノミルの濃度は、メチルー2—ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) とし</u> <u>て測定し、ペノミルに換算して算出すること。</u>	
---	--